

大阪音楽大学短期大学部学則

文部省校管第 183 号認可：1951 年 3 月 7 日

最近改正：2010 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(目的および使命)

第 1 条 本学は音楽に関する実際的な専門職業に重きをおく大学教育を施し、音楽を通じて良き社会人を育成することを目的並びに使命とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2. 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(情報の積極的な提供)

第 3 条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供・開示する。

第 2 章 学科の組織

(学科)

第 4 条 本学に次の学科を置く。
音楽科

第 3 章 入学定員および収容定員

(学生定員)

第 5 条 学生の学科の入学定員並びに収容定員は次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
音楽科	270 人	540 人

(専攻科)

第 6 条 本学に専攻科を置く。専攻科は、短期大学の基礎の上にさらに深く、音楽に関する事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

2. 専攻科に次の専攻を置き、各専攻の定員は以下のとおりとする。

専攻科	15 人
作曲専攻	2 人
声楽専攻	5 人
器楽専攻	8 人

3. 専攻科の修業年限は1年とする。
4. 専攻科に1年以上在学し、選択科目を含めて26単位以上を修得することを修了要件とする。
5. 授業科目・単位数および履修方法は別表第 - (2)に定める。
6. 授業料・施設費・入学金・在籍料および入学検定料の額は別表第 - (2)に定める。
7. その他、専攻科に関する規則は別に定める。

第4章 修業年限、学年、学期、授業期間および休業

(修業年限)

第7条 本学の修業年限は2年とする。ただし、再入学・転入学した者については、再入学・転入学した学年の残余の年数を修業年限とする。

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学年を分けて次の2期の学期とする。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第10条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第11条 各授業科目の授業は15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(休業日)

第12条 学年中の休業日は次のとおりとする。

日曜日	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
本学創立記念日	10月15日(日曜日にあたる場合はその翌々日の火曜日を休業日とする)
夏季休業	7月26日から8月31日まで
冬季休業	12月23日から1月7日まで
春季休業	3月21日から3月31日まで

(臨時休業日、臨時授業日)

第13条 前条に規定する休業日のほかに、教授会の議を経て、臨時に休業することがある。

2. 前条に規定する休業日のうち一部を、教授会の議を経て、臨時に授業日とすることがある。

第 5 章 入学、再入学、転入学、休学、復学、退学、転学および除籍

(入学の時期)

第 14 条 入学は学年の始めとする。

(入学資格)

第 15 条 入学を許可される者は、学校教育法第 90 条および学校教育法施行規則第 150 条の規定により次の各号の 1 に該当し、かつ、本学所定の入学試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
 - (イ) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (ロ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (ハ) 文部科学大臣の指定した者
- (ニ) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (ホ) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学願)

第 16 条 入学志願者は指定の期日までに入学願書に所定の書類および入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学許可)

第 17 条 第 15 条に基づき、入学資格を満たした者が入学の許可を受けようとするときは、指定の期日までに入学手続納付金を納入しなければならない。

2. 入学手続納付金とは入学金をいう。

(保証人)

第 18 条 入学を許可された者は 1 名の保証人の誓約書を提出しなければならない。

2. 保証人は独立生計を維持する者であり、よくその任に堪えられる成年で原則として日本に在住し、本学において適当と認めた者であることを要する。
3. 保証人を変更する場合はその理由を付して直ちに届け出なければならない。

(入学許可の取り消し)

第 19 条 第 17 条および第 18 条の規定に違反した者は入学の許可を取り消すことがある。

(納付金の返還)

第 20 条 既納の入学検定料・入学手続納付金は原則として返還しない。

(再入学、転入学)

第 21 条 本学を退学し再入学を希望する者、または他の短期大学あるいは大学より転入学を希望する者がいるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2. 再入学・転入学を許可された者の授業料、施設費、教職課程履修料および在籍料の額は当該年度における当該年次の納入額とする。

(休学、復学)

第 22 条 疾病その他の事由によって欠席が 2 ヶ月以上にわたるときは、許可を得て休学することができる。休学の期間を終了したときには、すみやかに復学するものとする。

2. 休学しようとする者は、その期間およびその事由を付して願い出なければならない。
3. 疾病あるいは負傷のために休学するときには、医師の診断書を添えなければならない。

(休学の期間)

第 23 条 休学は 1 年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは許可を得て、引き続きさらに 1 年を限度に期間を延長することができる。

2. 休学の期間は通算して 2 年を超えることができない。
3. 休学した期間はこれを在学期間に算入しない。

(休学期間内の復学)

第 24 条 休学期間内において事由がやんだときは復学願に医師の診断書または理由書を添え許可を得て復学することができる。ただし、休学前までに納入すべき授業料・施設費が未納の場合、または休学期間中の在籍料が未納の場合は復学することはできない。

(退学、転学)

第 25 条 退学または他の大学あるいは短期大学へ転学を希望する者はその事由を付して願い出て許可を得なければならない。

(除籍)

第 26 条 本学の学生で次の各号の 1 に該当する者はこれを除籍する。

- (1) 修業年限の 2 倍の期間を経過してもなお卒業に必要な単位を修得できない者
- (2) 督促を受けても授業料・施設費・在籍料を納入しない者
- (3) 1 年以上行方不明の者

(裁定)

第 27 条 本章に規定する入学・再入学・転入学・休学・退学・転学の許可並びに入学の取り消し・除籍は、教授会の議を経て学長が行う。

第 6 章 教育課程等

(卒業要件)

第 28 条 本学に 2 年以上在学し、下記を含む 62 単位以上を修得することを卒業要件とする。

一般教育科目	7 単位以上
外国語科目	2 単位以上
保健体育科目	1 単位以上
専門教育科目	38 単位以上

2. 前項の 62 単位には、教職に関する科目の中で本学が指定する科目を合計 6 単位まで含めることができる。

(教育職員免許状の取得)

第 29 条 教育職員免許状を得ようとする者は前条の卒業要件を充足するとともに、教育職員免許法および同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2. 前項により取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりである。

音楽科	中学校教諭 2 種免許状(音楽)
-----	------------------

(授業科目等)

第 30 条 第 1 条の目的を達成するため、授業科目を開設する。

- (1) 卒業要件に関する科目、単位数等は別表第 - (1) に定める。
 (2) 教職に関する科目、単位数等は別表第 に定める。

2. 授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

(単位算定基準)

第 31 条 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果・授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
 (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、授業科目により 15 時間をもって 1 単位とすることがある。
 (3) 実験・実習および実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、授業科目により 30 時間をもって 1 単位とすることがある。
 (4) 個人指導による音楽実技の授業については、5 時間の授業をもって 1 単位とする。
 (5) 一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ(1)～(3)の基準を考慮して定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 (6) 科目において、授業時間外に必要とする学修の量およびその教育効果を測り 1 単位相当の授業時数を別に定めることがある。この場合、演習については 15 時間から 30 時間の範囲の授業をもって 1 単位とし、実験・実習・実技については 30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする

2. 卒業研究・卒業作品・卒業演奏等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修の内容を考慮して、単位を定める。

第 7 章 単位の授与、認定および学習の評価、卒業および短期大学士の学位授与

(単位の授与)

第 32 条 一の授業科目を履修した学生に対し、試験の上、単位を与えるものとする。ただし、卒業研究・卒業作品・卒業演奏等の授業科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(他の短期大学または大学における授業科目の履修等)

第 33 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、15 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が外国の短期大学または大学に留学する場合に準用する。

(前条以外の教育施設等における学修)

第 34 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 35 条 本学が教育上有益と認めるとき、学生が本学に入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
3. 前 2 項により本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、合わせて 15 単位を超えないものとする。
4. 入学前の既修得単位認定の基準は別に定める。

(成績評価基準等の明示)

第 36 条 学生に対して授業の方法および内容並びに 1 年間の授業計画をあらかじめ明示する。

2. 学修の成果に係る評価および卒業の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
3. 成績評価は、試験および平常の成績によって行い、秀・優・良・可・不可をもってあらわし、可以上を合格とする。

(卒業の認定)

第 37 条 2 年以上在学した者の所定の課程修了の認定および卒業の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

2. 卒業を認定された者には、卒業証書を授与する。

(短期大学士の学位授与)

- 第 38 条 学長は本学を卒業した者に対し短期大学士（音楽）の学位を授与する。
2. 学位に関する規則は、別に定める。

第 8 章 授業料、施設費、入学金、教職課程履修料、在籍料および入学検定料

(授業料等納入の期日)

- 第 39 条 授業料等納付金は本学が指定した期日までに納入しなければならない。
2. 授業料等納付金を前項の期日までに納入しない者には出席停止(受験停止を含む)を命ずることがある。

(授業料等の金額)

- 第 40 条 授業料・施設費・入学金・教職課程履修料・在籍料および入学検定料の額は別表第 - (1)に定める。
2. 第 29 条に定める教育職員免許状を得ようとする場合、別表第 - (1)に定める教職課程履修料を納入しなければならない。

(授業料の不還付)

- 第 41 条 既納の授業料は第 42 条による場合のほか、いかなる事由があっても返還しない。

(休学期間中の授業料・施設費および在籍料)

- 第 42 条 休学期間中の授業料・施設費は免除する。免除額の算定は月単位とする。
2. 休学期間中は在籍料を納入しなければならない。納付額の算定は月単位とする。
3. その他休学期間中の在籍料について必要な事項は別に定める。

第 9 章 職員組織

(学長)

- 第 43 条 本学に学長を置く。学長は校務を掌り所属職員を統督する。学長の任用については別に定める。

(副学長)

- 第 44 条 本学に副学長を置く。
2. 副学長は、学長が教授会の承認を経て、教授会構成員の中から任命する。
3. 副学長は学長の職務を補佐し、学長に事故あるときは学長の職務を代理し、学長が欠けたときは学長の職務を代行する。

(職員組織)

- 第 45 条 本学に教授・准教授・講師・助教・助手・事務職員およびその他の職員を置く。
2. 本学に名誉教授を置くことができる。名誉教授に関する事項は別に定める。
3. 本学に客員教授を置くことができる。客員教授に関する事項は別に定める。

第 10 章 教 授 会

(教授会)

第 46 条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第 47 条 教授会は学長・教授・准教授・講師・助教をもって構成する。

(招集、議長、成立の要件、定例および臨時教授会)

第 48 条 教授会は学長がこれを招集し、議長は教授会構成員の中から互選する。

2. 教授会は3分の2以上の出席をもって成立し、その過半数の賛成により可決する。

3. 教授会は定例として月1回招集する。ただし、学長または議長が特別に必要と認めるとき、あるいは3分の1以上の構成員から請求があるときは臨時に招集しなければならない。

4. 教授会の運営にあたって必要な事項は別に定める。

(審議決定事項)

第 49 条 教授会において審議決定する事項は下記のとおりとする。

(1)学則の制定および改定に関する事項

(2)授業および研究に関する事項

(3)学生生活および勉学環境の整備に関する事項

(4)試験・入退学・卒業・賞罰等学生の身分に関する事項

(5)学長・名誉教授・教授・准教授・講師・助教・助手・その他授業を担当する者の任免について理事会に推薦する事項

(6)他大学または短期大学との間の単位互換等、他の教育機関との協定に関する事項

(7)その他大学に関する重要な事項

第 11 章 科目等履修生、特別聴講学生および留学生

(科目等履修生)

第 50 条 本学で開講されている授業科目の履修を希望し、学長が相当の学力があると認められた者に対しては、当該科目の授業および研究に支障のない限り科目等履修生としてこれを許可することがある。科目等履修生に関する規程は別に定める。

(履修期間)

第 51 条 科目等履修生の履修を許可する時期は学期の始めとし、履修期間は1学期とする。ただし、本人の希望により履修期間を更新することができる。

(履修料等)

第 52 条 科目等履修生の履修料およびその他納入しなければならない費用は、別表第に定める。

(単位互換)

- 第 53 条 短期大学設置基準第 14 条第 1 項に基づき、他の短期大学または大学との協議により当該他短期大学または大学との間に単位互換の協定を結ぶことができる。
2. 単位互換の協定に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

- 第 54 条 前条の協定により受け入れた本学の授業科目を履修する学生を特別聴講学生と称する。
2. 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

- 第 55 条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、選考の上、許可することができる。外国人留学生に関する規程は別に定める。

(科目等履修生、特別聴講学生および留学生の準用規定等)

- 第 56 条 科目等履修生および特別聴講学生に対しては、本学則の第 8 条～13 条、第 30 条～32 条、第 36 条の規定を準用する。
2. 外国人留学生に対しては、本学則を適用または準用することができる。
3. 本学の学生が本学の海外留学助成金制度による留学をする場合の在学期間、授業料等に関する規定は別に定める。

第 12 章 公開講座

(公開講座)

- 第 57 条 本学は広く芸術に関する知識・技能を高め、芸術文化の向上に資するため公開講座を行うことがある。
2. 公開講座の実施については別に定める。

第 13 章 賞 罰

(表彰)

- 第 58 条 学業・性行その他の業績において特に優れている学生に対しては教授会の議に基づいてこれを表彰することができる。

(懲戒)

- 第 59 条 本学の学則に違背しその他学生の本分にもとる言動がある者には、教授会の議に基づいて懲戒を加える。

(懲戒の種類)

- 第 60 条 懲戒の種類は譴責・停学・放學とする。

(放學)

- 第 61 条 在学中、次の各号の 1 に該当する者は放學とする。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- (3)正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4)本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 14 章 付属図書館

(図書館)

- 第 62 条 本学に付属図書館を置く。
2. 付属図書館に関する規程は別に定める。

(図書館長)

- 第 63 条 付属図書館には図書館長を置く。図書館長は付属図書館の管理運営の責任を負うものとする。

第 15 章 音楽博物館

(音楽博物館)

- 第 64 条 本学に音楽博物館を置く。
2. 音楽博物館に関する規程は別に定める。

(音楽博物館長)

- 第 65 条 音楽博物館には音楽博物館長を置く。

第 16 章 学生寮

(学生寮)

- 第 66 条 本学に学生寮を設ける。学生寮には本学の学生であって原則として自宅通学の困難な者が入寮できる。
2. 学生寮に関する規程は別に定める。

第 17 章 事務組織等

(事務組織)

- 第 67 条 本学はその事務を処理するため、専任の職員を置き、適当な事務組織を設ける。これについては別に定める。

(学生生活、勉学上の環境整備の組織)

- 第 68 条 本学は、学生生活および学生の勉学上の環境を整えるために、適当な組織を設ける。これについては別に定める。

付 則

この学則は、1951 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1954 年 4 月 1 日)

この学則は、1954 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1956 年 4 月 1 日)

この学則は、1956 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1957年4月1日)
この学則は、1957年4月1日から施行する。

付 則(1958年4月1日)
この学則は、1958年4月1日から施行する。

付 則(1959年4月1日)
この学則は、1959年4月1日から施行する。

付 則(1965年4月1日)
この学則は、1965年4月1日から施行する。

付 則(1966年4月1日)
この学則は、1966年4月1日から施行する。

付 則(1967年4月1日)
この学則は、1967年4月1日から施行する。

付 則(1968年4月1日)
この学則は、1968年4月1日から施行する。

付 則(1972年4月1日)
この学則は、1972年4月1日から施行する。

付 則(1973年2月1日)
この学則は、1973年2月1日から施行する。

付 則(1973年4月1日)
この学則は、1973年4月1日から施行する。

付 則(1975年4月1日)
この学則は、1975年4月1日から施行する。

付 則(1976年4月1日)
この学則は、1976年4月1日から施行する。

付 則(1977年4月1日)
この学則は、1977年4月1日から施行する。

付 則(1978年4月1日)
この学則は、1978年4月1日から施行する。

付 則(1979年4月1日)
この学則は、1978年4月1日から施行する。

付 則(1980年4月1日)

この学則は、1980年4月1日から施行する。

付 則(1981年4月1日)

この学則は、1981年4月1日から施行する。

付 則(1982年4月1日)

この学則は、1982年4月1日から施行する。

付 則(1983年4月1日)

この学則は、1983年4月1日から施行する。

付 則(1984年4月1日)

この学則は、1984年4月1日から施行する。

付 則(1985年4月1日)

この学則は、1985年4月1日から施行する。

付 則(1986年4月1日)

この学則は、1986年4月1日から施行する。

付 則(1987年4月1日)

この学則は、1987年4月1日から施行する。

付 則(1988年4月1日)

この学則は、1988年4月1日から施行する。

付 則(1989年4月1日)

この学則は、1989年4月1日から施行する。

付 則(1990年4月1日)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

1990年4月1日前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

付 則(1991年4月1日)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

1990年4月1日前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

付 則(1992年1月27日)

この学則は、1992年4月1日から施行する。

(大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部の存続に関する経過措置)

大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部は、改正後の学則第2条、第4条、別表第 、及び別表第 の規定にかかわらず、1992年3月31日現在当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則(1992年4月1日)

この学則は、1992年4月1日から施行する。

1990年4月1日前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

付 則(1993年4月1日)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

付 則(1994年4月1日)

この学則は、1994年4月1日から施行する。

付 則(1995年4月1日)

この学則は、1995年4月1日から施行する。

付 則(1996年4月1日)

この学則は、1996年4月1日から施行する。

1996年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の履修課程については、別表第 の規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める履修課程を適用する。

1996年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の授業料等納付金の金額は、別表第 の規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める金額を適用する。

1996年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者の履修課程については、別表第 の規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める履修課程を適用する。

付 則(1997年4月1日)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

1997年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の履修課程については、別表第 の規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める履修課程を適用する。

1997年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の授業料等納付金の金額は、別表第 の規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める金額を適用する。

付 則(1998年4月1日)

この学則は、1998年4月1日から施行する。

1998年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の履修課程については、別表第 の規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める履修課程を適用する。

1998年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の授業料等納付金の金額は、別表第 の規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める金額を適用する。

付 則(1999年4月1日)

この学則は、1999年4月1日から施行する。

1999年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の履修課程については、別表第 の規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める履修課程を適用する。

1999年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の授業料等納付金の金額は、別表第 の規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める金額を適用する。

付 則(2000年4月1日)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

2000年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

2000年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

付 則(2001年4月1日)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

2001年4月1日以降入学者に適用する。それ以前の入学者に対しては、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第22条、第23条、第24条については本学則を適用する。

2001年3月31日以前に制定された規程等における学則条文番号の読み替えについては、当分の間「学則条文番号読み替えについて」(2001年4月1日制定)によるものとする。

付 則(2002年4月1日)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

2002年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第22条、第23条、第24条については本学則を適用する。

付 則(2003年4月1日)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

2003年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第22条、第23条、第24条については本学則を適用する。

付 則(2004年4月1日)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

2004年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第22条、第23条、第24条については本学則を適用する。

2004年4月から音楽専攻(150人)の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

付 則(2005年4月1日)

この学則は、2005年4月1日から施行する。

2005年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

付 則(2006年1月26日)

この学則は、2006年1月26日から施行し、2005年10月1日より適用する。

なお、本学則改正前に「準学士」の称号を持つ者および準学士とみなされる者は、『学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号)附則第3条』により、「短期大学士」とみなされる。

付 則(2006年4月1日)

この学則は、2006年4月1日から施行する。

2006年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

付 則(2007年4月1日)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

2007年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

付 則(2008年4月1日)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

2008年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第56条については本学則を適用する。

付 則(2008年10月1日)

この学則は、2008年10月1日から施行する。

2008年10月1日から音楽専攻を廃止する。

付 則(2009年4月1日)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

2009年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本則第56条については本学則を適用する。2009年4月から作曲専攻(10人)、声楽専攻(50人)、器楽専攻(150人)、ジャズ・ポピュラー専攻(90人)の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

付 則(2010年4月1日)

この学則は、2010年4月1日から施行する。

2010年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第56条については本学則を適用する。

別表第 - (1) (第30条(1)関係) 卒業要件に関する科目

学科の等 名称		授業科目名	必修 単位数	選択 単位数	備考			
音楽科	一般教育科目	大音コミュニケーション入門	1		6単位以上修得とする。			
		文学A		2				
		文学B		2				
		哲学A		2				
		哲学B		2				
		美学・芸術学A		2				
		美学・芸術学B		2				
		日本国憲法A		2				
		日本国憲法B		2				
		西洋史A		2				
		西洋史B		2				
		心理学A		2				
		心理学B		2				
		音響学A		2				
		音響学B		2				
		日本語表現A		2				
		日本語表現B		2				
		情報処理概論		2				
		計				1	34	
		音楽科	外国語科目	英語 a			1	2単位以上修得とする。 いずれか1カ国語 a・b 2単位を 修得とする。
英語 b				1				
ドイツ語 a				1				
ドイツ語 b				1				
フランス語 a				1				
フランス語 b				1				
イタリア語 a				1				
イタリア語 b				1				
英語 a				1				
英語 b				1				
英語 a				1				
英語 b				1				
英語 a				1				
英語 b				1				
ドイツ語 a				1				
ドイツ語 b				1				
ドイツ語 a				1				
ドイツ語 b				1				
ドイツ語 a				1				
ドイツ語 b				1				
フランス語 a				1				
フランス語 b				1				
フランス語 a				1				
フランス語 b				1				
フランス語 a				1				
フランス語 b				1				
イタリア語 a				1				
イタリア語 b				1				
イタリア語 a				1				
イタリア語 b				1				
イタリア語 a				1				
イタリア語 b				1				
海外提携校外国語実習		1						
海外提携校外国語実習		1						

	計	0	34	
保健体育科目	計			1 単位以上修得とする。
	体育 A 体育 B		1 1	
	計	0	2	38 単位以上修得とする。
	ソルフエージュ		1	2 単位修得とする。
	ソルフエージュ		1	
	ソルフエージュ		1	
	ソルフエージュ		1	
	ソルフエージュ		1	
	ソルフエージュ		1	
	視奏 A		1	作曲 A , A , A , A , B , B , B , B を履修 する場合は除く。 (含編曲法)
	視奏 B		1	
	視奏 C		1	
	視奏 C		1	
	リズムソルフエージュ		1	
	リズムソルフエージュ		1	
	音楽史(世界と日本の音楽を考える)		2	
	音楽史(ジャズ)		2	
	音楽史(西洋音楽トピックス)		2	
	ダンス A		1	
	ダンス B		1	
	音楽理論		1	
	音楽理論		1	
	音楽理論		1	
	音楽理論		1	
	作曲法		1	
	作曲法		1	
	作曲法		1	
	作曲法		1	
	指揮法		2	
	合唱 A		1	
	合唱 B		1	
	合唱 C		1	
	合唱 D		1	
	副科鍵盤楽器演習		1	ピアノ A , A , A , A , B , B , B , B を履修 する場合は除く。 (含伴奏)
	副科鍵盤楽器演習		1	
	副科鍵盤楽器演習		1	
	副科鍵盤楽器演習		1	
	副科声楽		1	声楽 A , A , A , A , B , B , B , B を履修 する場合は除く。
	副科声楽		1	
	ピアノ構造論		2	
	ピアノ構造論		2	
	音楽探検		1	
	音楽療法基礎		2	
	音楽療法基礎		2	
	音楽療法基礎		2	
	音楽療法基礎		2	
	童謡・唱歌講座 A		1	
	童謡・唱歌講座 B		1	
	副科邦楽合奏(箏)		1	
	副科邦楽合奏(箏)		1	
	副科邦楽合奏(三絃)		1	
	副科邦楽合奏(三絃)		1	
	副科邦楽合奏(尺八)		1	
	副科邦楽合奏(尺八)		1	
	副科邦楽合奏(胡弓)		1	
	副科邦楽合奏(胡弓)		1	

	器楽合奏(含 和楽器)	1
	器楽合奏(含 和楽器)	1
	副科吹奏楽	1
	副科吹奏楽	1
	ミュージック・ビジネス・マネジメント	2
	ミュージック・ビジネス・マネジメント	2
	伴奏特別実習	2
	舞台論特別実習	2
	演奏論特別実習	2
	創作活動特別実習	2
	インターシップ 特別実習	2
	社会活動特別実習	2
	インストラクター概論	1
	インストラクター概論	1
	編曲法(クラシック)	1
	編曲法(クラシック) a	1
	編曲法(クラシック) b	1
	編曲法(ジャズ・ポピュラー)	1
	編曲法(ジャズ・ポピュラー) a	1
	編曲法(ジャズ・ポピュラー) b	1
	ゴスペル・スタディ a	1
	ゴスペル・スタディ b	1
	ゴスペル・スタディ a	1
	ゴスペル・スタディ b	1
	モダンダンスA	1
	モダンダンスB	1
	モダンダンスC	1
	モダンダンスD	1
	ヴォーカル・スタディ	1
	ヴォーカル・スタディ	1
	ヴォーカル・メソッド	1
	ヴォーカル・メソッド	1
	ジャズダンスA	1
	ジャズダンスA	1
	ジャズダンスB	1
	ジャズダンスB	1
	ミュージカル・アンサンブル	1
	ミュージカル・アンサンブル	1
	ミュージカル・アンサンブル	1
	ミュージカル・アンサンブル	1
	ポピュラー音楽演習	1
	ポピュラー音楽演習	1
	ポピュラー・ヴォーカル・アンサンブル	1
	ポピュラー・ヴォーカル・アンサンブル	1
	ペーシック・キーボード	1
	ペーシック・キーボード	1
	キーボード演習	1
	キーボード演習	1
	バンド・パフォーマンス	1
	バンド・パフォーマンス	1
	電子オルガンアンサンブル演習(クラシック) A	1
	電子オルガンアンサンブル演習(クラシック) B	1
	電子オルガンアンサンブル演習(クラシック) C	1
	電子オルガンアンサンブル演習(クラシック) D	1
	電子オルガンアンサンブル演習(ポピュラー) A	1
	電子オルガンアンサンブル演習(ポピュラー) B	1
	電子オルガンアンサンブル演習(ポピュラー) C	1
	電子オルガンアンサンブル演習(ポピュラー) D	1
専	ポピュラー音楽講座	2
門	ポピュラー音楽講座	2
教	MIDIシステム・テクノロジー	1
育	MIDIシステム・テクノロジー	1
科		

目	MIDIシステム・テクノロジー	1	
	MIDIシステム・テクノロジー	1	
	音楽指導法（電子オルガン）	1	
	音楽指導法（電子オルガン）	1	
	電子音響機器演習	1	
	電子音響機器演習	1	
	作曲A	3	(含編曲法)
	作曲A	3	
	声楽A	3	(含伴奏法)
	声楽A	3	
	ピアノA	3	(含伴奏法)
	ピアノA	3	
	管楽器A	3	1年次で6単位修得とする。
	管楽器A	3	
	弦楽器A	3	1年次で6単位修得とする。
	弦楽器A	3	
	打楽器A	3	1年次で6単位修得とする。
	打楽器A	3	
	邦楽楽器A	3	1年次で6単位修得とする。
	邦楽楽器A	3	
	ミュージカル・レッスンA	3	1年次で6単位修得とする。
	ミュージカル・レッスンA	3	
	ヴォーカル・レッスンA	3	1年次で6単位修得とする。
	ヴォーカル・レッスンA	3	
	ジャズ・レッスンA	3	1年次で6単位修得とする。
	ジャズ・レッスンA	3	
	インストゥルメント・レッスンA	3	1年次で6単位修得とする。
	インストゥルメント・レッスンA	3	
	電子オルガン・レッスンA	3	1年次で6単位修得とする。
	電子オルガン・レッスンA	3	
	作曲B	2	(含編曲法)
	作曲B	2	
	声楽B	2	(含伴奏法)
	声楽B	2	
	ピアノB	2	(含伴奏法)
	ピアノB	2	
	管楽器B	2	1年次で4単位修得とする。
	管楽器B	2	
	弦楽器B	2	1年次で4単位修得とする。
	弦楽器B	2	
	打楽器B	2	1年次で4単位修得とする。
	打楽器B	2	
	邦楽楽器B	2	1年次で4単位修得とする。
	邦楽楽器B	2	
	ミュージカルB	2	1年次で4単位修得とする。
	ミュージカルB	2	
	ヴォーカルB	2	1年次で4単位修得とする。
	ヴォーカルB	2	
	ジャズB	2	1年次で4単位修得とする。
	ジャズB	2	
	インストゥルメントB	2	1年次で4単位修得とする。
	インストゥルメントB	2	
	電子オルガンB	2	1年次で4単位修得とする。
	電子オルガンB	2	
	吹奏楽	1	
	吹奏楽	1	
	吹奏楽	1	
	吹奏楽	1	
	オーケストラ	1	
	オーケストラ	1	
	オーケストラ	1	
	オーケストラ	1	

作曲 A	3
作曲 A	3
声乐 A	3
声乐 A	3
ピアノ A	3
ピアノ A	3
管楽器 A	3
管楽器 A	3
弦楽器 A	3
弦楽器 A	3
打楽器 A	3
打楽器 A	3
邦楽楽器 A	3
邦楽楽器 A	3
ミュージカル・レッスン A	3
ミュージカル・レッスン A	3
ヴォーカル・レッスン A	3
ヴォーカル・レッスン A	3
ジャズ・レッスン A	3
ジャズ・レッスン A	3
インストゥルメント・レッスン A	3
インストゥルメント・レッスン A	3
電子オルガン・レッスン A	3
電子オルガン・レッスン A	3
作曲 B	2
作曲 B	2
声乐 B	2
声乐 B	2
ピアノ B	2
ピアノ B	2
管楽器 B	2
管楽器 B	2
弦楽器 B	2
弦楽器 B	2
打楽器 B	2
打楽器 B	2
邦楽楽器 B	2
邦楽楽器 B	2
ミュージカル B	2
ミュージカル B	2
ヴォーカル B	2
ヴォーカル B	2
ジャズ B	2
ジャズ B	2
インストゥルメント B	2
インストゥルメント B	2
電子オルガン B	2
電子オルガン B	2
吹奏楽	1
吹奏楽	1
吹奏楽	1
吹奏楽	1
オーケストラ	1
オーケストラ	1
オーケストラ	1
オーケストラ	1
楽曲分析 a	1
楽曲分析 b	1
楽曲分析 a	1
楽曲分析 b	1
作曲理論 a	3
作曲理論 b	3

2年次で6単位修得とする。

2年次で4単位修得とする。

作曲理論 a	3
作曲理論 b	3
管弦楽法 ・基礎	1
管弦楽法 ・応用	1
作曲専門ソルフェージュ	1
作曲専門ソルフェージュ	1
デスクトップ・ミュージック演習	1
デスクトップ・ミュージック演習	1
デスクトップ・ミュージック演習	1
デスクトップ・ミュージック演習	1
歌曲発語演習	1
歌曲発語演習	1
日本名曲講座	1
世界名曲講座	1
ヴォーカル・アンサンブルA	1
ヴォーカル・アンサンブルB	1
専門合奏	1
専門合奏	1
専門合奏	1
専門合奏	1
室内楽	1
室内楽	1
邦楽合奏 a	1
邦楽合奏 b	1
邦楽合奏 a	1
邦楽合奏 b	1
邦楽合奏 a	1
邦楽合奏 b	1
邦楽合奏 a	1
邦楽合奏 b	1
ピアノ音楽研究	2
ピアノ音楽研究	2
ピアノ音楽研究	2
ピアノ音楽研究	2
ピアノ基礎演習	1
ピアノ基礎演習	1
ピアノ演奏法A	1
ピアノ演奏法B	1
ピアノ教授法A	2
ピアノ教授法B	2
ピアノ・アンサンブルA	1
ピアノ・アンサンブルB	1
専門合奏	1
専門合奏	1
専門合奏	1
専門合奏	1
室内楽	1
室内楽	1
管弦打編曲法	2
管弦打編曲法	2
邦楽概論	2
学外研修	1
学外研修	1
ミュージック加技法 a	1
ミュージック加技法 b	1
ミュージック加技法 a	1
ミュージック加技法 b	1
ミュージック加表現法 a	1
ミュージック加表現法 b	1
ミュージック加表現法 a	1
ミュージック加表現法 b	1
ヴォーカル・セミナー a	2

	ヴォーカル・セミナー b		2	
	ヴォーカル・セミナー a		2	
	ヴォーカル・セミナー b		2	
	ジャズ・アンサンブルA		1	
	ジャズ・アンサンブルA		1	
	ジャズ・アンサンブルA		1	
	ジャズ・アンサンブルA		1	
	ジャズ・アンサンブルB		1	
	ジャズ・アンサンブルB		1	
	ジャズ・アンサンブルB		1	
	ジャズ・アンサンブルB		1	
	ジャズ・アンサンブルC		1	
	ジャズ・アンサンブルC		1	
	ジャズ・アンサンブルC		1	
	ジャズ・アンサンブルC		1	
	インストゥルメント・セミナー a		2	
	インストゥルメント・セミナー b		2	
	インストゥルメント・セミナー a		2	
	インストゥルメント・セミナー b		2	
	卒業作品		2	
	卒業演奏		2	
	計	0	515	

別表 - (2) (第6条5.関係) 専攻科履修方法

専攻の名称		授業科目	必修 単位数	選択 単位数	備考
専攻科	作曲専攻	作曲	6		8 単位以上修得とする。
		修了研究	4		
		コンサート・パフォーマンス	1		
		作曲理論 S		4	
		作品分析		2	
		コンピューター音楽演習		2	
		対位法作品研究		2	
		デスクトップ・ミュージック編曲法		2	
		鍵盤楽器特修		3	
		音楽史特論		4	
		音楽史特論		4	
		ポピュラー音楽概論		2	
		吹奏楽指導法		2	
		A V 機器概論		2	
		音楽社会活動実習		2	
		音楽療法 (応用)		2	
		音楽療法 (実践)		1	
		外国語 S		2	
		外国語 S		2	
			計	11	38
専攻科	声楽専攻	声楽 A	6		修了研究のテーマにより関連科目 8 単位以上修得とする。
		修了研究	4		
		コンサート・パフォーマンス	1		
		声楽 B		4	
		ドイツリート演習		2	
		日本歌曲演習		2	
		演出演習		2	
		ダンス演習		2	
		ポピュラー音楽研究 S		2	
		ダンス演習 S		2	
		声楽資料研究		2	
		舞台制作実習 S		2	
		声楽アンサンブル		2	
		ヴォーカル・アンサンブル		2	
		ダンス演習 S		2	
		鍵盤楽器特修		3	
		音楽史特論		4	
		音楽史特論		4	
		コンピューター音楽演習		2	
		ポピュラー音楽概論		2	
吹奏楽指導法		2			
A V 機器概論		2			
音楽社会活動実習		2			
音楽療法 (応用)		2			
音楽療法 (実践)		1			
外国語 S		2			
外国語 S		2			
	計	11	54	2 6 単位以上修得とする。	
専攻科	器楽専攻	器楽 A	6		鍵盤、管・弦・打、邦楽楽器のいずれか1楽器
		修了研究	4		
		コンサート・パフォーマンス	1		
		ピアノ・アンサンブル A		4	
		ピアノ・アンサンブル B		4	
		ピアノ初歩教材研究		2	
		ピアノ作品構造研究		2	

	器楽B		4	修了研究のテーマにより関連科目8単位以上修得とする。
	器楽アンサンブルS		2	
	器楽アンサンブル		2	
	ポピュラー音楽研究S		2	
	ポピュラー音楽概論		2	
	電子機関アンサンブル		2	
	器楽編曲法S		2	
	器楽指導実習		2	
	吹奏楽S		4	
	合奏A(S)		2	
	合奏B(S)		2	
	オーケストラA		2	
	オーケストラB		2	
	室内楽研究		2	
	弦楽作品構造研究		2	
	ジャズアンサンブル		2	
	邦楽合奏SA		2	
	邦楽合奏SB		2	
	鍵盤楽器特修		3	
	音楽史特論		4	
	音楽史特論		4	
	コンピューター音楽演習		2	
	吹奏楽指導法		2	
	AV機器概論		2	
	音楽社会活動実習		2	
	音楽療法(応用)		2	
	音楽療法(実践)		1	
	外国語S		2	
	外国語S		2	
	計	11	78	26単位以上修得とする。

別表第 (第30条(2)関係) 教職に関する科目

学部学科 の名称	学科 目の名称	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	
音 楽 科	教 職 に 関 す る 科 目	教職入門	1		2	括弧内の数字は、教育職員免許法第5条別表第1備考第9号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。
		教職入門	1			
		教育学概論	2		4 (3)	
		教育心理学	2			
		青年心理学		2		
		音楽科指導法	2		9 (3)	
		教育課程論	2			
		音楽科教材研究A(合唱指導法)		2		
		音楽科教材研究A(ギター指導法)		2		
		音楽科教材研究A(リコーダ指導法)		2		
		音楽科教材研究A(邦楽指導法)		2		
		音楽科教材研究A(創作指導法)		2		
		音楽科教材研究B(合唱指導法)		2		
		音楽科教材研究B(ギター指導法)		2		
		音楽科教材研究B(リコーダ指導法)		2		
		音楽科教材研究B(邦楽指導法)		2		
		音楽科教材研究B(創作指導法)		2		
		特別活動の研究	1			
		道徳教育論	2			
		教育方法論	2			
		生徒指導論 (教育相談を含む。)	2		4 (2)	
生徒指導論 (進路指導を含む。)	2					
教育実習の研究	1		5 (3)			
教育実習	4					
教職実践演習(中)	2		2			
計		26	22	26(11)単位以上修得		
教育学特論			2	教科又は教職に 関する科目		
同和教育論			2			
計		0	4			
計		26	26			

<注記> 本表に掲げる科目のうち、教育学概論、教育心理学、総合演習は卒業要件単位に算入する。

別表第 - (1)(第40条関係) 授業料、施設費、入学金、教職課程履修料、在籍料
および入学検定料の金額

	金 額	摘 要
授 業 料	1,690,000円	2010年度適用
	1,710,000円	2011年度適用
施 設 費	110,000円	2010年度適用
	110,000円	2011年度適用
入 学 金	300,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額(各年度適用)
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額(各年度適用)
入 学 検 定 料	35,000円	

別表第 - (2)(第6条6.関係) 授業料、施設費、入学金、在籍料および
入学検定料の金額

	金 額
授 業 料	900,000円
施 設 費	110,000円
入 学 金	220,000円
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円
入 学 検 定 料	35,000円

別表第 (第52条関係) 科目等履修生の納付金

出 願 料	講 義・演 習・実 習	10,000円
	実 技	1科目に付 10,000円
履 修 料	講 義	1単位に付 20,000円
	演 習	1単位に付 40,000円
	実 習	1単位に付 40,000円
	実 技	1単位に付 80,000円